

令和5年度 第3回行政会議 会議録

日 時	令和5年6月1日（木）午前10時～
場 所	行政会議室
出席者	別添「令和5年度第3回行政会議名簿」のとおり

挨拶	瀬野市長
内 容	<p>6月市議会定例会が開会する。今回は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の物価高騰対策分に係る追加交付を主な財源とし、新たな支援策として商品券給付事業の実施を考えている。また、高齢者が含まれる世帯には、コロナ禍が少し落ち着く中で、高齢者への外出支援の趣旨で手厚くする予定。また、小学校給食費の無償化については、昨年度まではコロナ交付金を財源として一時的に実施していたが、今後は交付金の有無に関わらず、恒久的に無償化を実施していきたい。これら以外にも、今年度は当初予算が骨格的な予算となっているので、肉付けとなる新たな予算を盛り込む。</p> <p>議会は、新任議員を含め、各委員会の顔ぶれが新たになっている。丁寧かつ正確に説明するよう努めること。</p> <p>個人番号カードを活用したマイナ保険証について、資格登録がエラー状態のままとなり、市民が医療機関を受診した際にマイナ保険証を提示すると、被保険者資格が無い状態となる事案があった。本事案は、報道番組でも本市の事例として報道された。</p> <p>被保険者証のエラーは本市だけの事例ではないが、今回の事例は資格登録がなされていない旨の問合せが窓口にあったにも関わらず、窓口業務の委託事業者との間で情報共有が図られず、約半年間登録されなかったと報告を受けている。こうした事案は、早期に対応できるよう、委託事業者と本市との間での確実な情報共有を徹底し、チェック体制を確立すること。</p> <p>行政会議に係る資料や会議録について、今後本市ホームページで公開していくこととしたい。本日分と合わせ、令和5年度第1回分から公開することとする。</p>

【6月市議会定例会 提出予定案件】

<条例>

案 件	守口市市税条例の一部を改正する条例案について
説明者	助川総務部長
提出資料	有

内 容	<p>軽自動車税について、電動キックボードの車両区分創設に伴う対応として、資料のとおり改正する。改正内容は、電動キックボードを「特定小型原動機付自転車」と区分を定義し、軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。</p> <p>個人市民税について、森林環境税を個人市民税と合わせて令和6年度から徴収することとする。市民税の均等割と同じ考え方で、均等割が生じる人に対して1,000円を徴収。</p> <p>給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化について、前年に提出した給与所得者の扶養親族等申告書の記載内容から異動がない場合は、年初に提出する同申告書に記載すべき事項に代えて、前年から異動がない旨を記載して提出できることとする。</p>
-----	---

案 件	守口市印鑑条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	<p>個人番号カードの利便性の抜本的向上のため、個人番号カードを持っている市民がスマートフォンに電子証明を搭載して、コンビニ等の多機能端末機で印鑑証明書の交付を受けられるようにするもの。個人番号カードとスマートフォンの2つの方法でコンビニ交付が可能となることから、個人番号カードによりコンビニ交付を行う際の個人を認証する証明の名称を「利用者証明用電子証明書」から「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。また、スマートフォンによりコンビニ交付を利用できるよう規定する。</p> <p>施行期日は、名称変更については公布の日、コンビニ交付については規則で定める日とする。</p>

案 件	守口文化センター条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	<p>令和5年3月末をもって、株式会社エフエムもりぐちが地域コミュニティFM放送を終了したことに伴い、放送室に関する目的外使用の規定を削除するもの。</p> <p>施行期日は、公布の日。</p> <p>なお、今後の用途としては、事務所部分について、机や椅子等を設置し、市民の共用スペースとして利用する方向で検討中。</p>
質 疑 等	<p>(小浜水道事業管理者)</p> <p>共用スペースは、施設利用者ではない場合も、誰もが広く利用できる形とするのか。</p> <p>(増田市民生活部長)</p>

	そのように考えている。
--	-------------

案 件	守口市健康増進計画等検討委員会条例案について
説 明 者	上甲健康福祉部長
提出資料	有
内 容	<p>現行の守口市健康増進計画の期間が令和6年度に満了。現行計画は、健康増進計画と食育推進計画を統合して策定していたが、関連性の高いものや事務効率等を検討した結果、令和7年度以後は新たに自殺対策計画も統合して策定予定。計画策定にあたり、関係団体等からの意見を聞くことが適当であることから、資料に記載のとおり条例を制定するもの。内容は、資料に記載のとおり。</p> <p>施行期日は、公布の日。</p>

案 件	守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	田中こども部長
提出資料	有
内 容	<p>こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、同基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。改正内容は、こども家庭庁の設置による関係省庁からこども家庭庁への事務の移管に伴い、条文の文言を整備。</p> <p>施行期日は、公布の日。</p>

案 件	守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	田中こども部長
提出資料	有
内 容	<p>こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令により、同基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。改正内容は、こども家庭庁の設置による関係省庁からこども家庭庁への事務の移管に伴い、条文の文言を整備。</p> <p>施行期日は、公布の日。</p>

案 件	守口市都市公園条例の一部を改正する条例案について 守口市児童公園条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有

内 容	<p>都市公園条例については、現在、旧南小学校跡地で整備工事を行い、12月に完成見込の公園について、都市公園として規定するため、名称と位置を設定するもの。名称は「南わくわく公園」とする。</p> <p>児童公園条例については、南わくわく公園の整備に伴い、周辺の公園を集約するため、南寺方南通2丁目児童公園及び南寺方中通2丁目児童公園を廃止するもの。</p>
-----	--

案 件	守口市寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	白井環境下水道部長
提出資料	有
内 容	<p>寺方ポンプ場の更新にあたり、東部大阪都市計画下水道及び守口市守口処理区公共下水道事業計画の変更に伴い、新たに建設する施設を守口処理場内ポンプ場の沈砂池ポンプ棟として位置付けることとするとともに、事業者の選定スケジュールに変更が生じることから、一部改正を行うもの。改正内容は、条例の名称を「守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会条例」に変更。</p> <p>施行期日は公布の日、失効期日は令和6年6月30日とする。</p>

案 件	守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	瀬尾教育部次長兼教育部長心得
提出資料	有
内 容	<p>2月に策定した「八雲中学校区における義務教育学校設置計画」を進めるにあたり、令和6年度から八雲小学校校舎を使用して、下島小学校を八雲小学校に統合するため、一部改正を行うもの。改正内容は、守口市立下島小学校の名称及び位置を削除。</p> <p>施行期日は、令和6年4月1日。</p> <p>開校に向けたスケジュールは、令和6年度に下島小学校校舎を解体し、下島小学校用地と隣接する道路、公園を含め、令和7年度から令和8年度に新校舎を建設。令和9年度に、八雲小学校と八雲中学校を統合し、義務教育学校を開校。</p>

案 件	守口市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	小浜水道事業管理者
提出資料	有
内 容	<p>令和6年4月からの大阪市との庭窪浄水場施設の共同運用に伴い、浄水方法に変更が生じるため、水道法第10条の規定に基づき、厚生労</p>

	<p>働大臣の認可を受けなければならず、変更認可にあたっては、給水人口及び1日最大給水量も合わせて認可を受ける必要がある。</p> <p>給水人口については、本市の人口ビジョンで示された推計に基づき時点修正するとともに、1日最大給水量については、用途別給水量等の推計に基づき改正する。改正内容については、資料のとおり。</p>
--	---

<契約>

案 件	旧さくら小学校校舎等解体工事請負契約の締結について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有
内 容	5月18日に条件付き一般競争入札を行い、株式会社前田産業大阪支店が契約予定者となった。契約金額は5億1,040万円、落札率は92.03%、入札参加者は2者。

案 件	世木公園再整備工事請負契約の締結について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有
内 容	5月19日に条件付き一般競争入札が行い、株式会社エコ・テクノ守口支店が契約の予定者となった。契約金額は3億333万9,300円、落札率88.5%、入札参加者は32者。

案 件	旧南小学校跡地公園整備工事請負契約の変更について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有
内 容	現在、株式会社永商興産が整備工事を行っているが、関連する建築工事において、トイレの設置場所について地元との合意形成に想定以上の日数を要したことから工期を延長し、終期を9月29日から12月22日に変更。

<補正予算>

案 件	令和5年度守口市一般会計補正予算（第3号）
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	今年度当初予算は、いわゆる「骨格予算」としていたことから、今回の補正予算は、昨今のエネルギー・食料品価格等の物価高騰による市民生活、地域経済への支援に重点を置きつつ、更なる市民サービスの充実、市民福祉の向上を図るため、新たな政策的経費や新規事業、既存事業の拡充経費を中心に計上した「肉付け予算」として編成。

	<p>「1 歳入歳出予算の補正」については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市長等特別職の給料等減額措置」は、先の5月市議会臨時会で議決された特別職の給料及び地域手当を減額措置する条例に基づき、特別職の給料及び地域手当を減額するもの。 ・ 「保育士等派遣事業」は、公立認定こども園等に勤務する保育士が育児休業等により長期間不在となる場合は、代替として会計年度任用職員を任用し対応しているが、近年、保育士の社会的ニーズの高まりにより、必要人員の確保に時間を要していることから、安定的かつ迅速な保育士の確保に向け、人材派遣会社を活用するため、追加するもの。 ・ 「庁舎保全改修事業（外壁改修）」は、市役所本庁舎の長寿命化対策及び安全性確保のため、外壁改修調査及び改修に係る実施設計を追加するもの。 ・ 「旧徳永家住宅活用事業」は、令和3年度に取得した旧徳永家住宅の活用に向け、民間事業者選定や改修に係る実施設計等を進めているが、北側の空地地区画について、事業者による整備も含めたさまざまな活用を検討した結果、来訪者の駐輪場や施設用の搬入出等の一時駐車スペースとして整備することとするため、整備に係る設計業務等を追加するもの。 ・ 「北部コミュニティセンター改修事業」は、北部コミュニティセンターの長寿命化及び老朽化対策として、屋根防水、外壁改修等に向けた実施設計を追加するもの。財源は、地方債を一部充当する。 ・ 「第7期守口市障がい福祉計画及び第3期守口市障がい児福祉計画策定事業」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする新たな計画策定に係る経費を追加するもの。 ・ 「くすのき広域連合負担金（追加分）」は、くすのき広域連合において、介護保険サービスの利用にあたり実施している要介護認定の判定に係る認定調査業務が、今年度に入り大幅に増加していることに伴い、くすのき広域連合の当初予算に不足が生じる見込であることから、本市負担分を追加するもの。 ・ 「第三期守口市子ども・子育て支援事業計画策定事業」は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画策定に係る経費を追加するもの。 ・ 「子育て支援アプリ導入事業」は、子育て世帯の利便性向上に向け、プッシュ型の子育て情報の発信や、母子手帳のデータ記録等が可能となる子育て支援アプリを導入するため、追加するもの。財源は、国庫補助金、府補助金を一部充当する。 ・ 「民間保育士緊急確保支援事業」は、私立認定こども園等との協
--	--

働により、新卒採用の保育士等に最大 40 万円を支給する事業について、令和 3 年度から令和 5 年度までの期間に限り実施しているが、保育の受け皿確保の観点から、令和 6 年度も継続実施することとし、令和 6 年度採用に向けた事業周知に要する経費を追加するもの。

- ・ 「認定こども園整備助成事業」は、令和 4 年度から実施している私立認定こども園 4 園の園舎建替え整備事業に対する国庫補助金を活用した整備費用の補助について、国庫補助金の補助基準額が増額となったことや、算出方法が変更となったことから、当該補助金を追加するもの。財源は、国庫補助金、地方債を一部充当する。
- ・ 「生活保護システム改修事業」は、国から生活保護調査に係る調査項目を見直す旨の通知があったことや、10 月から生活保護基準が見直されることから、これらへの対応のため、システム改修経費を追加するもの。財源は、国庫補助金を一部充当する。
- ・ 「第二次守口市健康増進計画策定事業」は、令和 7 年度から令和 16 年度までを計画期間とする新たな計画策定に係る経費を追加するもの。なお、新たな計画は、食育推進計画及び自殺対策計画を合わせて一体的に策定する。
- ・ 「屈折検査実施事業」は、3 歳 6 カ月児健康診査時に実施している幼児の弱視、斜視に係る視力検査において、短時間かつ簡便に屈折検査を実施できる検査機器であるスポットビジョンスクリーナーを導入し、一層の早期発見、早期治療につなげることができるよう、検査体制の充実を図るため、追加するもの。財源は、国庫補助金、府補助金を一部充当する。
- ・ 「守口市おでかけ応援商品券事業」は、物価高騰の影響を受ける市民の生活安定支援を行うとともに、地元事業者に対する経済的支援に資することを目的として、全世帯に対して、市内店舗で利用可能な独自商品券を 1 世帯あたり 5,000 円分支給するため、追加するもの。なお、高齢者に対しては、アフターコロナにおける外出の契機として支援することで、外出による健康づくりにも資するよう、65 歳以上の世帯員が含まれる世帯に対しては、追加で 2,500 円分（合計 7,500 円分）を支給することとする。財源は、国庫補助金を一部充当する。
- ・ 「エリアマネジメント推進事業」は、京阪守口市駅北側のにぎわい創出やエリア価値向上に向け、公民連携によるエリアプラットフォームの運営やローカルメディアの展開、社会実験「守口さんぽ」の開催等を行うため、追加するもの。
- ・ 「守口市花と緑の基本計画策定事業」は、令和 6 年度から令和 15

	<p>年度までを計画期間とする新たな計画策定に係る経費を追加するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「守口市立地適正化計画策定事業」は、平成30年3月に策定した守口市立地適正化計画について、これまでの進捗状況を分析するとともに、新たに法令に位置付けられた防災指針を追加するため、計画策定に係る経費を追加するもの。財源は、国庫補助金を一部充当する。 ・ 「守口市公園施設長寿命化計画策定事業」は、公園遊具の老朽化度や健全度調査を行い、その判定結果に基づき、令和6年度から令和15年度までを計画期間とする新たな計画策定に係る経費を追加するもの。財源は、国庫補助金を一部充当する。 ・ 「大枝公園微細ミスト噴霧設備設置事業」は、大枝公園内のコミュニティバス停留所において、バス利用者の熱中症対策として微細ミスト噴霧設備を設置するため、追加するもの。財源は、府補助金を全額充当する。 ・ 「大宮中央公園（旧さくら小学校跡地）整備事業」は、旧さくら小学校跡地の南側部分について、防災機能及びボール遊び機能を備えた公園として整備し、大宮中央公園と一体的に近隣公園として開設するため、公園整備の実施設計等に係る経費を追加するもの。財源は、国庫補助金、地方債を一部充当する。 ・ 「旧佐太老人福祉センター跡地公園整備事業」は、佐太陣屋跡を含む旧佐太老人福祉センター跡地について、景観形成、文化伝承及びコミュニティ形成への効果を発現できる公園として整備するため、旧センター解体の実施設計等に係る経費を追加するもの。財源は、国庫補助金、地方債を一部充当する。 ・ 「守口市立小学校等給食費無償化事業」は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として、また、市独自の子育て支援策として、令和5年度2学期及び3学期の給食費を無償化するため、追加するもの。 ・ 「特別支援教育支援員配置事業」は、現在、学校生活において配慮が必要な児童生徒に対して、日常的な学習支援を行う有償ボランティアによる特別支援教育支援員を配置しているが、生活支援の強化を目的として、新たに、主に日常生活上の介助を職務とする支援員を会計年度職員として配置するため、追加するもの。 ・ 「英語教育推進事業」は、現在、中学校等に派遣している英語指導助手（AET）を5名から3名増員し、各中学校区等に1名配置するとともに、外部の英語検定テストを実施し、英語授業の充実を図るため、追加するもの。 ・ 「地域運動部活動推進事業」は、現在実施している休日の部活動
--	---

	<p>の運営に係る地域団体等への委託について、対象とする部活動を拡充するため、追加するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学生フレンド拡充事業」は、不登校の児童生徒の支援として、家庭訪問による相談や学習支援、登校支援を行う学生フレンドの派遣を拡充するため、追加するもの。財源は、府補助金を一部充当する。 ・ 「学校図書館システム導入事業」は、各学校図書館の効果的な利活用や効率的な蔵書管理、貸出管理等に向け、学校図書館の管理システムを小中学校等全校に導入するため、追加するもの。 ・ 歳出予算の補正額は、全体で9億4,960万3千円。財源の内訳は、国庫支出金が3億9,543万3千円、府支出金が1,820万4千円、地方債が4,220万円、一般財源が4億9,376万6千円。補正に必要な一般財源は、財政調整基金からの繰入金により措置。 <p>「2 債務負担行為の補正」については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「庁舎外壁改修工事实施設計等業務委託事業」は、実施設計業務が令和6年度に跨るため、記載の期間、限度額で設定するもの。 ・ 「第三期守口市子ども・子育て支援事業計画策定事業」は、計画策定支援業務が令和6年度に跨るため、記載の期間、限度額で設定するもの。 ・ 「第二次守口市健康増進計画策定事業」は、計画策定支援業務が令和6年度に跨るため、記載の期間、限度額で設定するもの。 <p>「3 地方債の補正」については、変更分として、本補正予算の財源とするため、それぞれ事業債の借入限度額を追加するもの。</p>
<p>質 疑 等</p>	<p>(上甲健康福祉部長)</p> <p>おでかけ応援商品券は、プレミアム付き商品券の形ではなく、全世帯に5,000円分、高齢者を含む世帯には2,500円分追加の7,500円分の商品券を配布するということか。</p> <p>(増田市民生活部長)</p> <p>プレミアム付き商品券の形ではない。</p> <p>商品券の配布方法は、引換券を送付して交換の流れで考えている。</p> <p>(上甲健康福祉部長)</p> <p>旧さくら小学校跡地を公園として整備する大宮中央公園について、将来的なイメージはあるか。</p> <p>(長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監)</p> <p>今回、予算計上しているのはさくら小学校跡地のみ。北側の整備内容について、どのように整備を行うかは現時点では決まっていない。今後設計を進める中で、できるだけ変えない形で進めていきたい。</p> <p>(増田市民生活部長)</p>

地域運動部活動推進事業及び学生フレンド拡充事業について、詳細をお聞きしたい。

(森田教育監)

地域運動部活動推進事業は、2年前から国の研究事業を活用して実施しており、基本的に平日の部活動は学校の教員、土日はスポーツ団体や民間事業者等との連携で進めている。研究事業が継続されており、本市としても引き続き研究を進める中で対象校を拡充し、合同の練習機会の創設等、部活動のあり方を研究することが主な目的。

学生フレンド拡充事業は、昨年度までも学生フレンドによる不登校支援を行っていたが、子ども達にとって、「お兄さん」「お姉さん」の立場からコミュニケーションを図りつつ、不安を取り除きながら登校を促すという目的で実施。コロナ禍の影響もあって不登校の児童生徒は増加しており、登校はできるが教室に入れない子ども達に対し、別室の校内適応指導教室での対応をもっと行っていきたいが、指導体制が十分に確保できない中で、校内適応指導教室の支援も視野に入れつつ、学生フレンドを拡充させていきたい。

(小浜水道事業管理者)

学生フレンドの充実に向け、学生の確保はできているのか。

(森田教育監)

大阪国際大学で心理学を学ぶ学生への周知や登録のお願いについて、大学と確認を取っている。学生フレンドのみならず、今後の連携も含め、近隣大学にも訪問して学生の確保に努めたい。

(小浜水道事業管理者)

地域運動部活動推進事業については、教員の働き方改革も踏まえつつ、国の研究事業として実施しているとのことであるが、運用としてはその学校にある既存の部活動を基準に実施しているのか。

(森田教育監)

既存の部活動で実施している。今後、児童生徒数の減少に伴い、教員数も減少見込であり、将来的に子ども達のニーズに持続可能に対応できるような部活動のあり方も同時に模索していきたい。

(小浜水道事業管理者)

大枝公園の微細ミスト設置については、市民利用が多い公園への計画的な設置に向け、第1弾として大枝公園に設置するという事か。

(長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監)

本事業で活用を予定する大阪府の補助金は、今年度で終了と聞いており、バス停や駅への設置がルール。よって、大枝公園に隣接するコミュニティバスのバス停に設置するものであり、公園に着目して設置するものではない。

(小浜水道事業管理者)

	<p>府の補助金を活用して設置することが趣旨か、市民が長時間滞在する公園に設置することが趣旨か、方向性を確認しておきたい。</p> <p>(瀬野市長)</p> <p>公園に着目して設置するのではなく、今後、市内の公園に順次設置していくものではない。今回は熱中症対策として、森林環境税を活用してバス停やターミナルに微細ミストを設置するという府の方針があり、府の補助金は今年度が最後となるため、ぜひ活用したいと考え、バス停があり、要件に該当する大枝公園に設置するもの。</p> <p>(助川総務部長)</p> <p>おでかけ応援商品券は、引換券を送付する流れとのことであるが、商品券をそのまま送付するのは難しいか。</p> <p>(増田市民生活部長)</p> <p>商品券は現金送付と同様になり、郵便が届かない際のトラブルが懸念されることや、書留で送付するとしても経費が課題と考える。</p>
--	--

案 件	令和5年度守口市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	<p>保険者は「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、保健事業の実施計画で「データヘルス計画」を策定し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施することとされている。また、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、特定健康診査等の具体的な実施方法を定めた特定健康診査等実施計画を策定することとされている。</p> <p>この度、令和6年3月に第2期データヘルス計画等の計画期間が終了することから、今年度中に見直しを行い、新たに第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画を策定する必要があるため、計画策定の支援に係る費用について補正するもの。</p> <p>補正額は、歳入歳出予算にそれぞれ677万4千円を追加し、予算総額を147億1,677万4千円とする。</p>

案 件	令和5年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第1号）
説 明 者	上甲健康福祉部長
提出資料	有
内 容	<p>くすのき広域連合では、平成28年10月から、要介護認定等の介護認定業務や介護保険に係る窓口業務等を民間事業者に委託し、効果的かつ効率的な事務の遂行に取り組んでいる。本市単独となる令和6年4月以降もこの流れを継続するため、現行の委託内容を精査した上で、新たに窓口業務委託等を実施するもの。</p>

	令和6年4月からの運用に向けて、準備期間を含め、令和5年度から令和8年度まで、限度額2億9,647万2千円で債務負担行為を設定する。内訳については、資料に記載のとおり。
--	--

案 件	令和5年度守口市下水道事業会計補正予算（第2号）
説 明 者	白井環境下水道部長
提出資料	有
内 容	<p>守口市寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会条例の一部改正に関するもので、寺方ポンプ場更新に必要な補正。</p> <p>ポンプ場更新に係るアドバイザー事業について、期間を令和6年度まで、費目をポンプ場整備費から処理場整備費に変更するとともに、今年度に必要なプロポーザル選定委員会委員報酬を補正する。</p> <p>資料の備考欄に記載のとおり、ポンプ場整備費を減額し、処理場整備費を増額することで、資本的支出の建設改良費が216万9千円の減額となり、債務負担行為については、事項、期間及び限度額を追加。</p>

【報告】

報 告	守口市災害警戒本部設置基準について
説 明 者	高橋市長室長兼危機管理監
提出資料	有
内 容	<p>前回の行政会議において、市長から、ポンプ運転調整準備指示が発令された場合、災害警戒本部を立ち上げて本部員を全員招集するのか、情報収集を行った上で本部員と情報共有を図るのか、適正な運用に向けて整理することとの指示を受けたことから、改めて設置基準の整理を行った。</p> <p>運転調整準備指示が発令された場合、現在は昼夜に関わらず、本部員全員が非常参集し、各部局で警戒体制にあたっている。今後は、本部員全員のロゴ・チャットグループにおいて、発令の周知と同時に警戒本部を立ち上げた旨を連絡する。これと合わせ、危機管理監、都市整備部長及び環境下水道部長が登庁し、警戒体制を整える。</p> <p>警戒体制では、大阪管区气象台等からの情報収集を始め、警察への被害状況の確認等を行い、ロゴ・チャットグループによる情報共有、場合によっては非常参集をお願いする場合がありますので、よろしく願います。</p>
質 疑 等	<p>(田中こども部長)</p> <p>部長級職員等への登庁要請は、どのような場合に行われるか。</p> <p>(高橋市長室長兼危機管理監)</p> <p>ポンプ運転調整準備指示の場合、まずは危機管理監、都市整備部長及び環境下水道部長が登庁し、情報収集を行う。情報収集の結果、市</p>

内に被害が出るおそれのある場合は、直ちに部長級職員等にロゴ・チャットで連絡する。

部長級職員等の参集段階になると、警戒本部ではなく災害対策本部になると考える。今回の説明は、あくまでポンプ運転調整準備指示の場合のみであり、台風や地震等とは考え方が異なる。

(長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監)

実際に避難所を開設しなければならない等、何らかの行動を起こさなければならない場合を想定。大雨の場合の避難は、上下避難が基本。外に避難すると余計に危険であるため、できることは限られている。大雨が発生した場合の行動マニュアルを危機管理室で策定しているので、各部局長級等はマニュアルを読み、大雨が想定される場合は事前の対策をお願いします。

(上甲健康福祉部長)

ポンプ運転調整の準備指示が出た時に警戒本部を立ち上げることになる。警戒本部員は決定しており、全員参集する必要がある。この規定を見直すのか。それとも、運用を見直すのか。

(長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監)

設置基準は要綱で規定されており、見直す必要もあると考える。

(尾崎企画財政部長)

警戒本部員は変更ないか。

(長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監)

変更ない。参集方法が変わるのみ。

(尾崎企画財政部長)

ポンプ運転調整準備指示の発令後は、調整開始の指示がいつ来るかわからない。かつて危機管理室に確認した際、調整を開始した場合は内水氾濫が発生するため、直ちに避難所開設の必要があると聞いた。そうであれば、調整開始の指示がいつ出るかわからない中では、警戒本部を立ち上げた段階で、警戒本部員のみならず避難所従事者(台風班)への連絡が必要ではないか。

(田中こども部長)

運転調整準備指示の次の段階は、実際の調整開始の指示。

(尾崎企画財政部長)

そうであれば、タイムラグが生じないように、警戒本部員と同時に避難所従事者にも連絡すべき。

(高橋市長室長(兼)危機管理監)

災害警戒本部設置基準については、地震、台風、大雨と災害ごとの設置基準を示した資料を改めて作成し、提示する。

(瀬野市長)

災害警戒本部の設置基準について、地震の場合は、守口市又は隣接

	<p>地域で震度 4 が観測された場合に自動設置。</p> <p>一方、台風の場合は、大阪への接近が予想される 24 時間前の時点で、大阪が暴風域に入ることが予想される時とのことであるが、例えば、明日の昼 12 時に暴風域に入ることが予想される場合は、その 24 時間前にあたる本日の昼 12 時に自動設置されるということか。</p> <p>(田中こども部長)</p> <p>そのとおり。暴風域に入る予想時刻の 24 時間前に自動設置。台風は進路予想に基づき、前段からある程度予測できるため、事前に部長級職員等で情報共有し、24 時間前の時点で暴風域に入ることが予想される場合は、警戒本部を自動設置することとしている。</p> <p>(瀬野市長)</p> <p>ポンプ運転調整準備指示の場合は、危機管理監、都市整備部長及び環境下水道部長の 3 名がまず参集するが、地震と台風の場合は、警戒本部員が全員参集することで良いか。</p> <p>(長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監)</p> <p>そのとおり。</p> <p>(瀬野市長)</p> <p>警戒本部を立ち上げる際等の情報共有は、市長にも行うこと。</p> <p>(高橋市長室長兼危機管理監)</p> <p>警戒本部員に市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の特別職は入っていないが、災害対策本部は市長が本部長となる。</p> <p>(長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監)</p> <p>災害対策本部員には、警戒本部から常に情報共有を行う。</p> <p>(上甲健康福祉部長)</p> <p>台風の場合、大阪が 24 時間後に暴風域に入ることが予想される時点で自動設置になるのか。暴風域に入ることが予想されるので、警戒本部を設置するという意思決定を行うのではないか。</p> <p>(長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監)</p> <p>気象庁からの情報収集の中で、24 時間後に暴風域に入ることが予想された場合に自動設置とする。参集時刻等については、それぞれの場合において判断。</p> <p>(瀬野市長)</p> <p>設置基準をわかりやすく示し、全職員への共有を徹底すること。</p>
--	--

【その他】

その 他	—
説 明 者	高橋市長室長兼危機管理監
提出資料	無
内 容	6 月から 10 月にかけては、梅雨による長雨や集中豪雨、台風等によ

	<p>る洪水、浸水の起きやすい出水期と呼ばれる期間のため、市民向けの啓発として、広報誌6月号に大雨の備えや浸水時の行動、心得について特集を掲載している。</p> <p>大雨警報発令時に、地域防災計画上の事前配備体制等による気象情報の収集や検討を行い、早期の対応に万全を期することとしている。</p> <p>連絡網の周知徹底や各部署における風水害対応の再確認、各施設管理者は、所管施設の排水溝や風の影響を受けやすいものを今一度点検する等、適切な施設の維持管理に万全を期するようお願いする。</p> <p>避難所従事者の名簿は、地震班、台風班ともに庁内掲示板に掲載。危機管理室では、避難所従事者の座学研修を終え、避難所での実地研修を行っているところ。市民の安全安心に直接関わる内容のため、改めて従事者の研修への協力をお願いする。</p>
--	--

その他	—
説明者	瀬野市長
提出資料	無
内容	<p>大阪都市計画局を訪問した際、淀川広域観光資源マップと淀川河川敷にある佐太地区船着場について説明を受けた。船着場の存在を知らない市民も多いと思われる。万博の事前イベント等、市としても活用できればと考えている。</p>